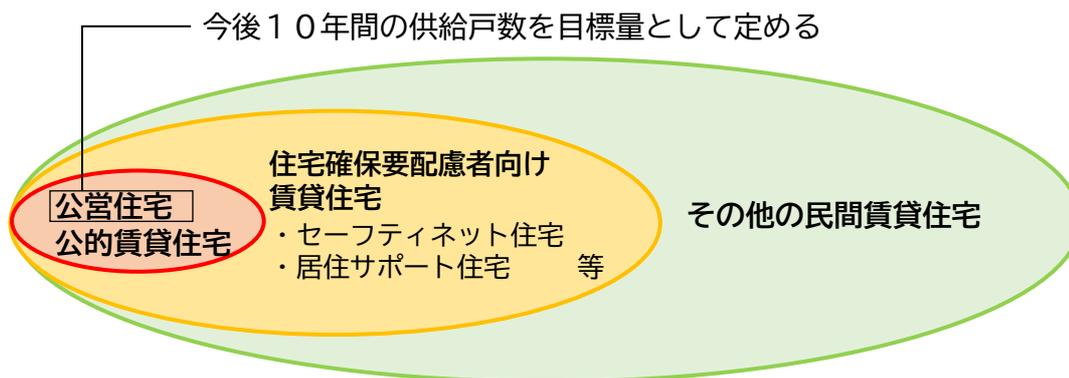


# 公営住宅の供給計画について

## (1) 「公営住宅の供給計画」とは

- ・都道府県の住生活基本計画では、住生活基本法において、今後10年間の「公営住宅の供給計画（計画期間における当該都道府県の区域内の公営住宅の供給の目標量）」を定めることが位置付けられています。
- ・そのため、今回見直しを行う福岡県住生活基本計画においても、今後10年間（R8年度～R17年度）の「公営住宅の供給計画」を定めます。

### ■住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットのイメージ



## (2) 「公営住宅の供給の目標量」の考え方

目標量の設定については、国土交通省より以下の考え方が示されています。

### A. 要支援世帯数の推計

今後10年間に新規に発生する「公営住宅等での対応が必要な世帯数（要支援世帯数）」を推計します。推計にあたっては、国の統計資料（国勢調査、住宅・土地統計調査、家計調査など）を使用して算出します。

### B. 要支援世帯に供給する公営住宅の戸数などの検討

Aの要支援世帯数に対する今後10年間の供給戸数（提供する入居機会）について下記の①・②・③を検討し、①と②を合わせて「公営住宅の供給の目標量」に定めます。

- ①公営住宅の空家募集等により新たな世帯が入居できる戸数  
 ②公営住宅の建替えにより居住環境を改善する従前居住者用の戸数  
 ③公営住宅以外（公的賃貸住宅・セーフティネット住宅など）で活用できる戸数
- 目標量

